

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [教育・宣伝活動](#) | [労働運動の基本Q & A](#) 4 [民主的な労使関係](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[◀ キーワード検索はこちら](#)

労働運動の基本Q & A 4 民主的な労使関係

● 労使対等の原則を明示している法律名と規定内容を挙げてください。

労働組合法第一条：この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること。労働者がその労働条件について交渉するために自主的に労働組合を組織し、回結することを擁護すること、並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること、及びその手続きを助成することを目的とする。

労働基準法第二条：労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
なお、労使対等の立場で、対等決定には回結権、団体交渉権を前提とします。

● 法律に基づく労使協議を何と言いますか。法律規定はどこに。

法律に基づく話し合いを「団体交渉」と言います。労働組合法第一条に規定しています。また、労働安全衛生法に基づく協議の場として、「安全衛生委員会」があります。労働基準法に基づく裁量労働制の導入での「労使委員会」などがあります。

しかし、団体交渉では、すべてをテーマにして協議ができます。

なお、労使が自主的に協議の場を設定しているものを通称「労使協議会」「経営協議会」等と呼んでいます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

[Worker's Library 会員登録](#)[お申し込みはこちらです。](#)[>>一覧へ戻る](#)

